Q059. 療育手帳ってどういうもの？

A. 知的障がいがある人たちのためのものだよ。

療育手帳は、知的障がいのある人を対象とした手帳なんだ。

身体障害者手帳は「身体障害者福祉法」に基づいて、身体に障がいがある人を対象に発行されるよ。
精神障害者保健福祉手帳は「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」に基づいて、精神疾患がある人たちを対象に発行されるんだ。

療育手帳は、発行の根拠となっている法律が、実は無いんだ。
厚生労働省の〝療育手帳制度要綱〟に基づいて各都道府県知事（政令指定都市の長を含む）が条例や要綱などを制定して療育手帳制度を実施しているんだよ。
なので、名称としては療育手帳が一般的なんだけれど、東京都や横浜市は「愛の手帳」としているし、青森県は「愛護手帳」と呼んでいるんだ。

療育手帳は、知的障がいがある人を対象としているため、発達障がいがあっても知的障がいがなければ療育手帳を発行してもらえないんだよ。
交付の基準やサービスの内容も自治体によっては多少異なることがあるので、問い合わせることが必要だね。

療育手帳を持っている人への主な支援は、所得税、住民税の控除や自動車税・軽自動車税等の減免なんかがあるよ。
NHK放送受信料の全額または半額免除や有料道路通行料金の割引なんかも受けられるよ。
鉄道運賃、航空運賃、バス・タクシー運賃の割引なんかは、よく利用する人にはありがたいね。
各自治体等からは、障害の程度に応じて特別児童扶養手当（20歳未満）や障害基礎年金（20歳以上）が支給されるんだ。

療育手帳の狙いのひとつには、知的障がいのある児・者に対しての一貫した指導・相談が行われるようにすることにある、と1973年に厚生省児童家庭局通知に明記されているよ。

保護者としては悩ましいことだけれど、知的障がいのある子ども自身にとっては、行政から適切な支援を受けることはとても重要なんだ。
療育手帳が有るのか無いのかによって、行政から受けられる支援に大きな差が出てしまうよ。
子どもの発達や障害の程度に応じた適切な療育手帳は必要なものなんだよ。

《MENU》

《利用できないって、言われない？　　利用契約書って大切なの？》

放課後等デイサービス支援事業
Support Project Of
Day-service for After-school
At Kyoto

2021-10-25 掲載